

生活困窮者自立支援事業・ 重層的支援体制整備事業の活用について

特定非営利活動法人 抱樸
希望のまち事業部 中間あやみ

0

目次

- 1. 自己紹介
- 2. 地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
- 3. 生活困窮者自立支援事業の概要
- 4. 重層的支援体制整備事業の概要
- 5. 支援会議
- 6. 活用のポイント

1

1

目次

1. 自己紹介
2. 地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
3. 生活困窮者自立支援事業の概要
4. 重層的支援体制整備事業の概要
5. 支援会議
6. 活用のポイント

2

2

自己紹介

- 社会福祉系の大学を卒業（社会福祉士、精神保健福祉士）
- 2009～2011年 大分市内でホームレス支援
- 2011～2020年 抱樸にてソーシャルワーカー
（2015～生活困窮者自立支援制度@中間市）
- 2021～2022年 厚生労働省社会・援護局 地域福祉課
地域共生社会推進室・生活困窮者自立支援室
企画調整専門官
- 2023年～ 抱樸（重層事業統括責任者）

★ちよこつと自己紹介★
鹿児島出身です
ネコ、炭鉱が好きです



3

3

目次

1. 自己紹介
2. 地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
3. 生活困窮者自立支援事業の概要
4. 重層的支援体制整備事業の概要
5. 支援会議
6. 活用のポイント

地域共生社会とは



地域住民や地域の多様な主体が、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと

「あなた」も「わたし」も「わたしたちみんな」がよりよく・ご機嫌に暮らせること

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

<人口減による担い手の不足>

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

【出典】厚生労働省

6

6

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年(2017年)の通常国会で成立した改正社会福祉法(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※)に努める旨を規定**。(法第106条の3)
 - (※) 包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年(令和2年)を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定**。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会(地域共生社会推進検討会)」を令和元年5月に設置。
 - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
- <最終とりまとめで示された方向性>
- 本人・世帯が有する**複合的な課題(※)**を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、**市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。**
 - I 断らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援
- (※) 一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)
世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など) 等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための**「重層的支援体制整備事業」を創設し、その財政支援等を規定**

【出典】厚生労働省

7

7

地域福祉の推進 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第4条

地域福祉（地域での社会福祉）の推進は、

地域共生社会の実現を目指して、

地域住民等が主体となって、相互に協力し、

様々な地域生活課題について把握し、

支援関係機関の連携等により解決を図る

住民一人ひとりが、
地域社会を構成する一員として日常生活を営み、
様々な活動に参加する機会を確保されるように努
めなければならない

【参考】「社会福祉」の定義
「社会福祉とは、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなるという誰にでも起こりうる問題が、あらゆる個人について発生した場合に、当該個人の自立に向けて、社会連帯の考え方に立った支援を行うための施策を指すと同時に、家庭や地域のなかで、障害の有無や年齢にかかわらず、当該個人が人としての尊厳をもって、その人らしい安心のある生活を送ることができる環境を実現するという目標を指すものである。（出典：「社会福祉法の解説」2001年 社会福祉法令研究会編）

（地域福祉の推進）
第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスが必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスが必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスが必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

【出典】厚生労働省

包括的な支援体制の整備 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第106条の3

市町村は、地域福祉の推進のため、地域住民等と支援関係機関が相互に協力し、様々な地域生活課題に対応する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める

【包括的な支援体制の整備として実施が求められる措置】

地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備

例：住民の参加を促す人への支援、住民の交流拠点や交流の機会づくり

住民の身近な圏域で、様々な地域生活課題への相談に応じる体制づくり

例：地区社協、地域包括支援センター等での総合的な相談、住民どうしの見守り

支援関係機関が連携して地域生活課題の解決に向けた支援を行う体制づくり

例：各種相談支援機関等が連携の下で、様々な地域生活課題の解決に向けた支援を一体的に行う体制づくり

平成29年6月改正（新設）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

【出典】厚生労働省

包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

【出典】厚生労働省

10

10

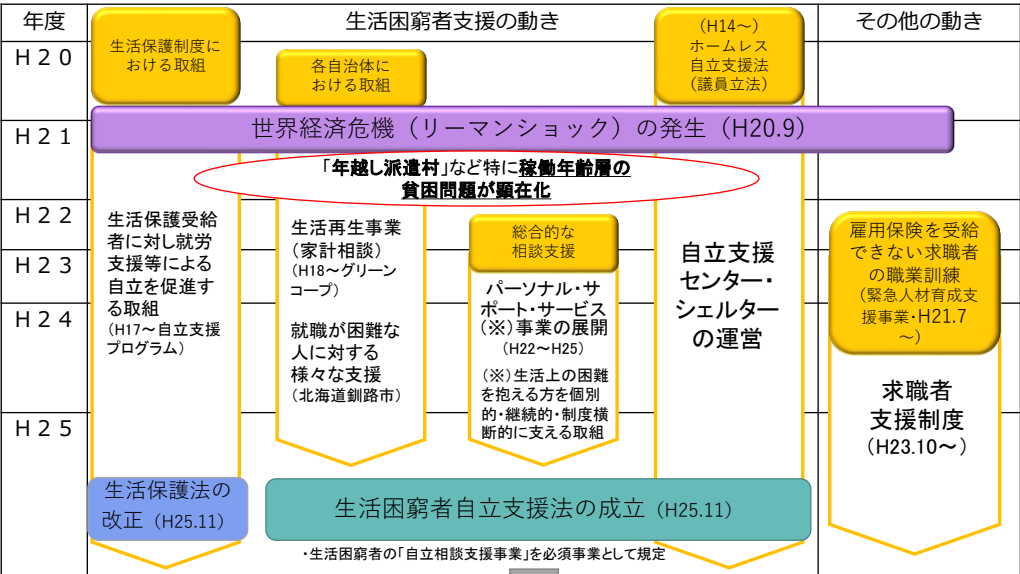
目次

1. 自己紹介
2. 地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
3. 生活困窮者自立支援事業の概要
4. 重層的支援体制整備事業の概要
5. 支援会議
6. 活用のポイント

11

11

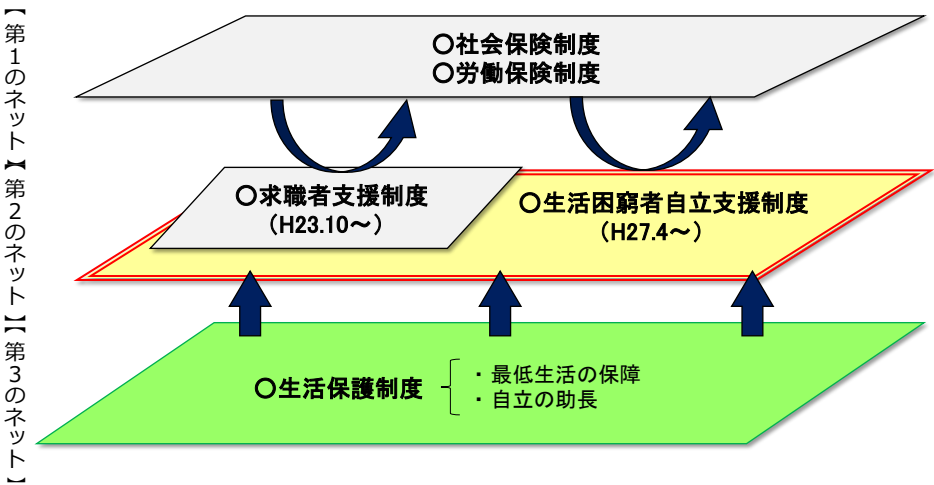
生活困窮者支援の経緯



【出典】厚生労働省

H27.4 生活困窮者自立支援法の施行

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット



【出典】厚生労働省

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

支援のポイント

- ☑ 相談に際して**資産・収入に関する具体的な要件はなく**、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「**制度の狭間**」に陥らないよう、**できる限り幅広く対応**
- ☑ 生活困窮者の中には、**社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多い**ことから、**アウトリーチも行いながら早期支援につながるよう配慮するとともに、孤立状態の解消などにも配慮**。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと**連携**。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、**新たな社会資源を開発**。

【出典】厚生労働省

14

14

生活困窮者自立支援制度の体系

R5予算：545億円
+ R4二次補正予算：60億円（※）
※新型コロナウイルス感染症対策強化交付金等



来所訪問
包括的な相談支援
本人の状況に応じた支援

- ◆ **自立相談支援事業**
 - ・ 全国907自治体で1,388機関
 - ・ 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
 - ・ 一人一人の状況に応じ、自立に向けた支援計画を作成

再就職のために
住まいの確保が必要

- ◆ **住居確保給付金の支給**
 - ・ 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

就労に向けた
手厚い支援が必要

- **就労準備支援事業**
 - ・ 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
- **認定就労訓練事業**
 - ・ 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

家計の見直しが必要

- **家計改善支援事業**
 - ・ 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

緊急に衣食住の
確保が必要

- **一時生活支援事業**
 - ・ 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
 - ・ シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

子どもに対する
支援が必要

- **子どもの学習・生活支援事業**
 - ・ 子どもに対する学習支援
 - ・ 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

【出典】厚生労働省

15

15

目次

- 1. 自己紹介
- 2. 地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
- 3. 生活困窮者自立支援事業の概要
- 4. 重層的支援体制整備事業の概要
- 5. 支援会議
- 6. 活用のポイント

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定**。（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定**。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

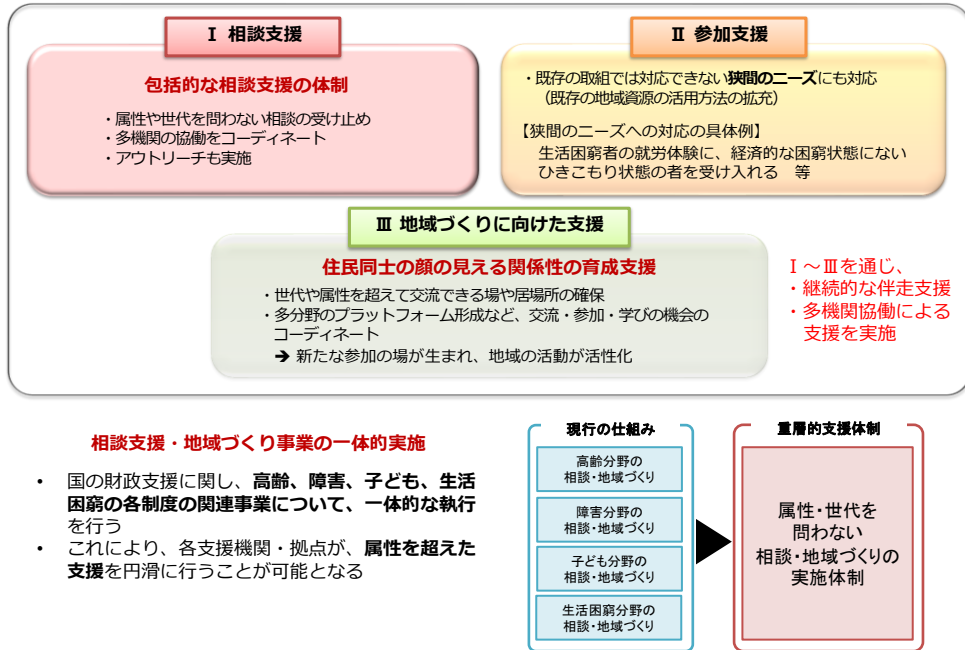
地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
＜最終とりまとめで示された方向性＞
- 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。**
 - I 断らない相談支援** **II 参加支援** **III 地域づくりに向けた支援**
 - （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など） 等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定

重層的支援体制整備事業の全体像



【出典】厚生労働省

18

18

重層的支援体制整備事業の理念

1. 重層的支援体制整備事業の意義

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。

2. 重層的支援体制整備事業のめざす目標

(1) 包括的な地域社会を目指す

- ・事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包括的な社会(「地域共生社会」)を目指す。
- ・事業の実施に当たっては、特定の属性や課題に対応する従来のアプローチを転換し、「すべての地域住民」の多様な課題に寄りそう社会づくりを進める。

(2) 地域の将来を見据えた連携と協働

- ・共同体(家族・地域・職場など)機能の脆弱化に対応すると同時に、地域の担い手不足等も踏まえて、地域社会の基盤の再構築を目指す。
- ・基盤の再構築に当たっては、国と自治体、地域コミュニティ、民間企業やNPOなど多様な主体や、まちづくり、住宅、農産業、教育等の多様な分野と信頼関係を構築するとともに緊密に連携し、互いの創意工夫のもと協働を進める。

3. 重層的支援体制整備事業の支援のかたち

- (1) 尊厳を守る支援...一人ひとりの生が尊重され、社会との多様な関わりをもつことができるよう、本人の尊厳を守っていく。
- (2) 自律に向けた支援...自らの生き方や社会とのつながり方を追求できるよう、本人の自律を支えていく。
- (3) 伴走による支援...本人に関わり合いながらエンパワーメントし、本人と周囲、地域との関係を広げていく。
- (4) 包括的な支援...複合化・複雑化した支援ニーズに対応するとともに、包括的な地域社会を育むための地域づくりを進めることで、市町村全体で包括的な支援体制を構築していく。
- (5) 地域づくりに向けた支援...地域住民の創意や主体性を源として、多様な活動と参加の機会を生み、地域の持続可能性を高めていく。

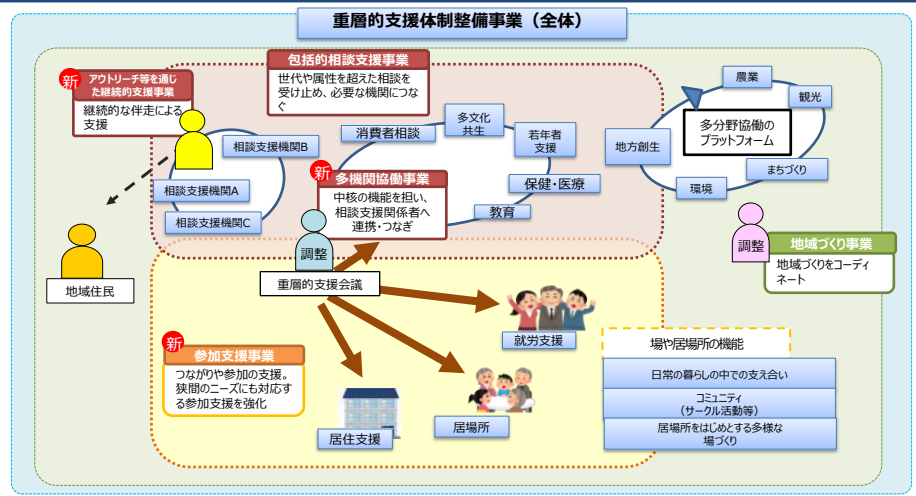
【出典】厚生労働省

19

19

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぐ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につなぐことが難しい人の中には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



【出典】厚生労働省

参考動画： <https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgJb8KOW83qcwPwgM3Id2L9>

(参考) 重層的支援体制整備事業の概要

包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）	・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・ 支援機関のネットワークで対応する ・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）	・ 社会とのつながりを作るための支援を行う ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）	・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）	・ 支援が届いていない人に支援を届ける ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力を置く
多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）	・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・ 支援関係機関の役割分担を図る

【出典】厚生労働省

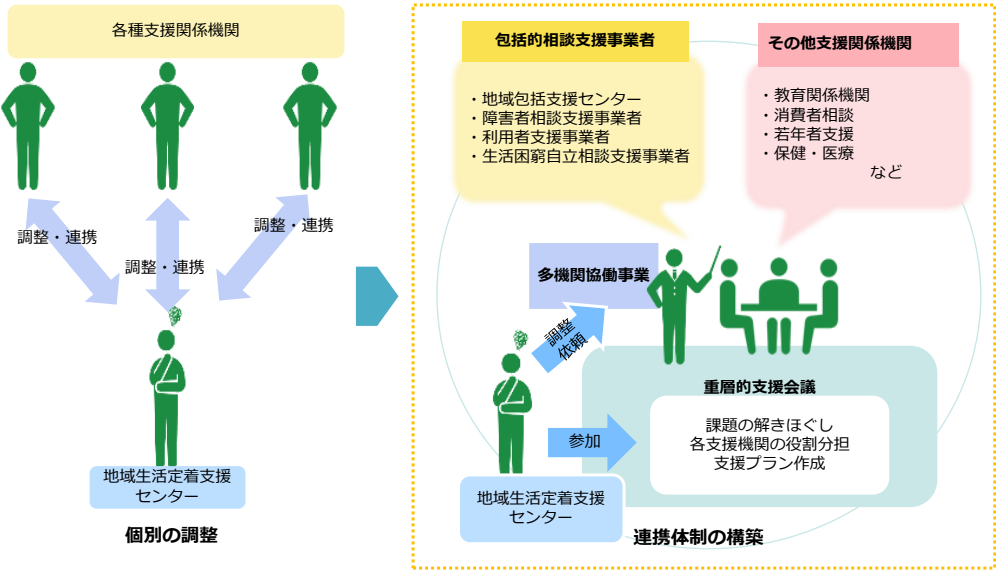
重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4 第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

【出典】厚生労働省
(注) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。
(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

地域生活定着支援センターと重層的支援体制整備事業の関係



【出典】厚生労働省

目次

- 1. 自己紹介
- 2. 地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
- 3. 生活困窮者自立支援事業の概要
- 4. 重層的支援体制整備事業の概要
- 5. 支援会議
- 6. 活用のポイント

支援会議（法106条の6）の実施について

支援会議の目的

- 本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案などに対して、必要な支援体制に関する検討を行うため、**会議の構成員に守秘義務が課される支援会議を設置する。**

支援会議の内容

- 構成員同士が潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とし、**支援関係機関がそれぞれ把握しているながら支援が届いていない事例の情報共有や、必要な支援体制の検討**を行う。
- 支援会議の構成員の役割は次のとおり。
 - ・ 気になる事例の情報提供・情報共有
 - ・ 見守りと支援方針の理解
 - ・ 緊急性がある事案への対応 等

支援会議の構成員

- 支援会議の構成員は次に掲げる者などが想定される。
 - ・ 自治体職員（福祉、就労、税務、住宅、教育等）
 - ・ 重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員
 - ・ その他の支援関係機関の相談支援員
 - ・ サービス提供事業者
 - ・ 就労、教育、住宅その他の関係機関の職員
 - ・ 社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民など
- ※ 公的サービスの提供機関、介護や医療サービス提供事業者、ガス・電気等の供給事業者、新聞配達所、郵便局など、住民の変化に気づくことができると考えられる機関も構成員とすることも重要
- 情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲が異なることから、案件や開催時期等によって支援会議の構成員を変えることも可能

【出典】厚生労働省 ※ 「支援会議の実施に関するガイドラインの策定について」（令和8年3月29日社援地0329第2号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照

目次

1. 自己紹介
2. 地域共生社会の理念と制度的な位置づけ
3. 生活困窮者自立支援事業の概要
4. 重層的支援体制整備事業の概要
5. 支援会議
6. 活用のポイント

28

28

活用のポイント

- 生活困窮者自立支援事業の対象は、非常に幅が広い
- 重層的支援体制整備事業の対象は、属性を問わず全ての地域住民を対象
→刑務所出所者等も両事業における支援の対象となる
- 刑務所出所者等については、複雑化・複合化した課題を抱え、地域生活定着支援センター等のみでは対応が困難なケースについては、両事業につなぐことで、地域生活定着支援センターを含む支援関係機関が連携を図りつつ支援を行うことができる。
→対象者の長く続く地域生活を支える関係者が増えるということ
- 対象者本人が個人情報の共有に同意をしていなくても、支援会議を活用することで、事前に支援体制を構築することができる ※社会福祉法上の支援会議、もしくは生活困窮者自立支援法上の支援会議
- 地域で包括的な支援体制を構築していくことがポイント

29

29